

第10回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成30年3月22日（木）14：00～16：55

2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行 ※金融庁は欠席
（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

1 個別分野の検討について

（1）K 不動産業、物品賃貸業

2 研究会における議論等を踏まえた修正等について

（1）第6回研究会（L 学術研究，専門・技術サービス業（第1回）②）

3 その他

5 概 要

個別分野の生産物分類の検討として、「K 不動産業、物品賃貸業」に係る生産物分類について、また、研究会における議論等を踏まえた修正等の検討として、第6回研究会（L 学術研究，専門・技術サービス業（第1回）②）の修正案について検討を行った。

事務局から、資料に基づき分類原案及び修正案について説明し、質疑を行った。

主な意見等は以下のとおり。

（不動産業）

○ 「投資用住宅販売サービス」について、売手側である企業が買手側の用途（投資、居住）を踏まえて売上を把握しているのか。

→ 企業が投資用として販売するものだけが入ると思われ、買手の用途を踏まえて売上を区分していないと思われる。

→ そうすると、分類として設定する意味があまりないかもしれない。

○ 売手側が、投資用住宅と居住用住宅を区分するメルクマールはどこにあるのか。

→ 情報がないので、企業に確認したい。

○ 企業が何をもって投資用住宅としているのかを確認してほしい。その結果、居住用住宅とのメルクマールが曖昧ならば、「住宅販売サービス」と統合してもいいのではないか。

○ 「サブリースサービス」は単なる転貸サービスではなく、居住者トラブル解決や家賃保証などの複合的なサービスと考えられ、通常の賃貸サービスとは異なるものであり、原案どおり設定すべきである。

- 「駐車場サービス」については、そもそも駐車場業全体を捉えることは難しいと思うが、産業連関表上も「月極」を不動産に、「時間貸し」を運輸に含めていることから、区分できるか確認してほしい。
 - 企業ヒアリングを行う。その結果が区分可能とのことであれば最下層で区分し、区分不可能ということであれば、内容例示とすることとしたい。
- 「会議室等賃貸サービス」を分類項目として設定することは賛成であるが、どのようなものが含まれるのか。
 - 時間単位や日数単位で貸すものは、全て含まれるものと考えている。
 - そうであるならば、例えば、「会議室」や「ホール」など用途が異なるものを分割することを検討してほしい。
 - 大学のように会議室、研修室、講堂、ホールなどを持っているような事業所に区分可能性を確認し、検討したい。ただ、区分可能との回答を得ても、会議室などをどのように定義するかを慎重に考える必要があると思われる。
- 「非住宅用建物賃貸サービス」の括弧内にある他に分類されないスペース賃貸サービスとはどの分類項目のことを指しているのか。
 - 「会議室等賃貸サービス」のことである。修正する。

(物品賃貸業)

- リースを「ファイナンスリース」と「オペレーティングリース」に区分することは有意義である。「ファイナンスリース」についても、「オペレーティングリース」及び「レンタル」と同様に財ごとに区分する方が、使用者が分かるのでよいのではないか。
- 「ファイナンスリース」を分類案よりも細かく区分することは可能か。
 - 報告可能性が落ちると思われる。
- 「自動車」については、個人向けと事業者向けに区分しているが、他のものは財ごとに区分しており、コンセプトが異なっているのではないか。乗用車、トラックなど車種で区分することを検討してはどうか。
 - 報告可能性を踏まえ、検討したい。
- 貸衣しょうの売上高は一定程度あると思うので、統合分類にした方がよいのではないか。
 - 貸衣しょう業の売上金額は約939億円で、他の物品賃貸業と比較して少ない。
 - そうであれば、最下層項目で設定し、今後の統計調査において一定程度の規模があることが分かれば、将来に統合分類とすることも考えてもよいのではないか。
- 「貸衣しょうのレンタル」という用語には重複感がある。
 - 確認して、必要に応じて修正する。
- 「スポーツ・娯楽用品のリース」の内容例示には「フィットネスの機器のリース」しかない。他の分類項目では全てをカバーするように設定されているので、「その他」も加えるべきではないか。
 - 修正する。
- 自転車のリースやレンタルは「スポーツ・娯楽用品」に含まれるとされているが、移動手段として用いられるケースもあり、どこに含むかを検討すべきではないか。
 - 実態を確認して、結論を出したい。

- 「スポーツ用品のレンタル」ではスキーレンタルがリフト券とパッケージで提供されている例もある。そのようなパッケージ的なサービスについても分類項目として検討した方がよいのではないか。
 - パッケージ的なサービスの扱いについては過去の検討も含め整理し、統一的な基準を設定すべきではないか。そして、必要に応じて、修正すべきではないか。
- 「スポーツ・娯楽用品のリース」や「その他物品」にファイナンスリースがないのは、区分できないためなのか、極端に少ないためのどちらか。
 - ファイナンスリースの扱いが少ないとのヒアリング結果に基づいて、設定していない。

(第6回研究会検討分修正案)

- 「知的財産のオリジナル」は国民経済計算においても総固定資本形成に組み入れられるものであり、ストックとの整合性を取るためにも生産物の対象にすべきである。
- 知的財産に係る生産物を「知的財産の制作（請負）サービス」、「知的財産のオリジナル」、「知的財産の使用許諾サービス」の3類型に区分するという手法は、採用する価値があると思うが、知的財産を把握している各種統計に影響を与える可能性があるため、留意が必要。
- 「知的財産のオリジナル」が生産物の対象となるのならば、帰属家賃も生産物分類の対象となるのか。
 - ストックに組み入れられるものであれば、生産物分類の対象となると思われるが、分類として設定するか否かについては、今後検討したい。
- 「知的財産のオリジナル」の捉え方については、生産に要した費用で評価の方が捉えやすいと思うが、想定される売却額で評価すると数字上かなり差が生じると思われる。どのように「知的財産のオリジナル」を捉えるつもりでいるのか。
 - 大変難しい問題であり、現時点で具体的な把握方法を想定しているわけではない。一義的には費用で評価されるものと考えているが、著述家の小説などを費用積み上げで評価すると正確な評価に繋がらないと思われ、別途の方法が必要であると認識している。
 - おそらく米国では、収益還元法を用いているのではないか。
- 「知的財産のオリジナル」については投入調査などの費用側項目として把握、「知的財産の製作サービス」、「知的財産の譲渡」、「使用許諾サービス」は売上高側項目で把握し、加工統計側で統合するという理解でよいか。
 - 売上高を把握することを目的とした一次統計ではそうなると思われる。「知的財産のオリジナル」については加工統計側で必要になると思われ、各種統計調査を活用して推計することになると思われる。
- 「知的財産のオリジナル」が同じ年に譲渡された場合、どのように処理するのか。
 - 事務局としても悩んでいるところではあるが、現在の整理としては「見込生産」されたものは、それが生産と同一年又は翌年度以降に取引されたとしても全て資産取引とみなし、生産物分類の対象外にする方向で考えている。
 - 取引のマーヅンも対象外ということか。
 - マーヅンは対象になると考えている。
- 知的財産の設定方針を今後の分類案の検討に適用していくに当たって、例えば今回の修正案で設定された研究開発サービスと類似する生産物（市場調査サービスなど）との違いが明

確でないものも想定されるため、今後の検討作業の中で整理する必要があると考えている。
(以上)